

三朝町告示第76号

平成27年第6回三朝町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年8月19日

三朝町長 吉 田 秀 光

- 1 期 日 平成27年9月7日 午前10時
 - 2 場 所 三朝町議会議場
-

○開会日に応招した議員

石 田 恭 二	吉 田 道 明
池 田 雅 俊	能 見 貞 明
中 信 貴美代	山 口 博
清 水 成 眞	藤 井 克 孝
福 田 茂 樹	平 井 満 博
牧 田 武 文	山 田 道 治

○応招しなかった議員

な し

第6回 三朝町議会定例会会議録（第1日）

平成27年9月7日（月曜日）

議事日程

平成27年9月7日 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

- ・報告第7号 法人の経営状況について
- ・報告第8号 財政の健全化判断比率等について
- ・報告第9号 議会の委任による専決処分の報告について
(損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定)
- ・例月出納検査の結果報告について
- ・議員派遣について
- ・所管事務調査の報告について
地方創生調査特別委員会
学校跡地調査特別委員会

日程第4 行政報告

日程第5 陳情の委員会付託

- ・陳情第9号 少人数学級の推進と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情
- ・陳情第10号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情
- ・陳情第11号 人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定に関する陳情

日程第6 議案第57号 平成27年度三朝町一般会計補正予算（第3号）

日程第7 議案第58号 平成27年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第59号 平成27年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第60号 平成26年度三朝町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 議案第61号 平成26年度三朝町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第11 議案第62号 平成26年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第63号 平成26年度三朝町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第64号 平成26年度三朝町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第65号 平成26年度三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第66号 平成26年度三朝町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第67号 平成26年度三朝町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第68号 平成26年度三朝町分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第69号 平成26年度三朝町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第70号 平成26年度三朝町水道事業会計決算の認定について
- 日程第20 議案第71号 平成26年度三朝町国民宿舎事業決算の認定について
- 日程第21 議案第72号 三朝町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の設定について
- 日程第22 議案第73号 三朝町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第23 議案第74号 三朝町手数料条例の一部改正について
- 日程第24 議案第75号 三朝町税条例の一部改正について
- 日程第25 議案第76号 三朝町特別医療費助成条例及び三朝町心身障がい者医療費助成条例の一部改正について
- 日程第26 議案第77号 三朝町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第27 議案第78号 財産の取得について（除雪ドーザー）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ・報告第7号 法人の経営状況について
 - ・報告第8号 財政の健全化判断比率等について
 - ・報告第9号 議会の委任による専決処分の報告について
- （損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）

- 例月出納検査の結果報告について
- 議員派遣について
- 所管事務調査の報告について

地方創生調査特別委員会

学校跡地調査特別委員会

日程第4 行政報告

日程第5 陳情の委員会付託

- 陳情第9号 少人数学級の推進と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情
- 陳情第10号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情
- 陳情第11号 人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定に関する陳情

日程第6 議案第57号 平成27年度三朝町一般会計補正予算（第3号）

日程第7 議案第58号 平成27年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第59号 平成27年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第60号 平成26年度三朝町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 議案第61号 平成26年度三朝町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 議案第62号 平成26年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 議案第63号 平成26年度三朝町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 議案第64号 平成26年度三朝町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 議案第65号 平成26年度三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 議案第66号 平成26年度三朝町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 議案第67号 平成26年度三朝町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 議案第68号 平成26年度三朝町分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 議案第69号 平成26年度三朝町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第19 議案第70号 平成26年度三朝町水道事業会計決算の認定について

日程第20 議案第71号 平成26年度三朝町国民宿舎事業決算の認定について

日程第21 議案第72号 三朝町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の設

定について

- 日程第22 議案第73号 三朝町個人情報保護条例の一部改正について
日程第23 議案第74号 三朝町手数料条例の一部改正について
日程第24 議案第75号 三朝町税条例の一部改正について
日程第25 議案第76号 三朝町特別医療費助成条例及び三朝町心身障がい者医療費助成条例の一部改正について
日程第26 議案第77号 三朝町過疎地域自立促進計画の一部変更について
日程第27 議案第78号 財産の取得について（除雪ドーザー）

出席議員（12名）

1番 石田 恭二	2番 吉田 道明
3番 池田 雅俊	4番 能見 貞明
5番 中 信 貴美代	6番 山口 博
7番 清水 成 眞	8番 藤井 克 孝
9番 福田 茂 樹	10番 平井 満 博
11番 牧田 武 文	12番 山田 道 治

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 山 根 猛 昭 副主幹 小 椋 智 子

説明のため出席した者の職氏名

町長 吉 田 秀 光 副町長 岩 山 靖 尚
教育長 朝 倉 聡 総務課長 石 原 伸 二
会計管理者 山 根 智 美 危機管理課長 大 村 哲 也
財務課長 赤 坂 英 樹 町民税務課長 片 岡 里 美
福祉課長 新 寛 子育て健康課長 前 田 敦 子

農林課長	青木大雄	企画観光課長	椎名克秀
建設水道課長	米原英章	教育総務課長	小椋泰志
社会教育課長	西田寛司	社会教育課参事	松原照宗
社会教育課(図書館)参事	馬野真由美	農業委員会事務局長	吉田弘幸
ブランナールみささ支配人	小椋誠	代表監査委員	和泉澤吉

午前10時02分開会

○議長(山田 道治君) ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第6回三朝町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日届け出のあった欠席者は、議員、当局ともございません。以上、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(山田 道治君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、4番、能見貞明議員、5番、中信貴美代議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(山田 道治君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から17日までの11日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山田 道治君) 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から17日までの11日間と決定いたしました。

11日間の日程につきましては、お手元にお配りしている日程予定表のとおりといたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山田 道治君) 御異議なしと認めます。よって、11日間の日程は、日程予定表のとおりと決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（山田 道治君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告第7号、法人の経営状況について、報告第8号、財政の健全化判断比率等について、報告第9号、議会の委任による専決処分の報告について、町長から報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 報告第7号、法人の経営状況について申し上げます。

この報告は、町出資の法人であります有限会社グリーンサービスについて、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、平成26年度における決算の状況並びに平成27年度の事業計画及び予算について、本会議に報告するものでございます。

報告第8号、財政の健全化判断比率等について申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく平成26年度の決算による健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定に基づく平成26年度の決算による公営企業の資金不足比率の状況を本会議に報告するものでございます。

報告第9号、議会の委任による専決処分の報告について申し上げます。

これは、平成27年7月2日に鳥取市で発生しました町の公用車による交通事故について、相手方と和解し損害賠償額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、これを本会議に報告するものでございます。

よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○議長（山田 道治君） 例月出納検査の結果報告について、監査委員から平成27年5月、6月及び7月分の報告書が提出されておりますので、閲覧願います。

次に、議員派遣について、お手元に配付している資料のとおり派遣しましたので、報告します。

次に、特別委員会の所管事務調査の報告について、委員長から報告を求めます。

初めに、地方創生調査特別委員会、吉田道明委員長。

○地方創生調査特別委員会委員長（吉田 道明君） 先進地事務調査報告をさせていただきます。

地方創生調査特別委員会は、去る7月8日から10日までの3日間、学校跡地調査特別委員会と合同で事務調査を行い、7月8日、新潟県阿賀野市を事務調査いたしました。

阿賀野市は越後平野のほぼ中央に位置し、県都新潟市の都心から20キロメートル、標高1,000メートル級の山々が連なる五頭連峰を背にして形成された扇状地に6,500ヘクタール余りの水田が広がる穀倉地帯で、農業を基幹産業とした都市に近い自然豊かな地域で、面積192.7

平方キロメートル、人口約4万4,000人の市であります。調査した事項は、健康をキーワードにした五頭温泉郷の取り組みについてであります。別紙報告書を議長に提出いたしましたので閲覧いただき、報告といたします。終わります。

○議長（山田 道治君） 次に、学校跡地調査特別委員会、能見貞明委員長。

○学校跡地調査特別委員会委員長（能見 貞明君） それでは、先進地視察の報告をさせていただきます。学校跡地調査特別委員会は、去る7月8日から10日までの3日間、地方創生調査特別委員会と合同で事務調査を行い、7月9日、新潟県三条市を事務調査いたしました。

三条市は新潟県のほぼ中央に位置し、上越新幹線や北陸自動車道、国道などの交通網が整備されています。北西部には信濃川の沖積平野、東部は豊かな森林資源に恵まれた面積432.01平方キロメートル、人口約10万1,000人の市です。調査した事項は、閉校後の学校跡地利用について、検討の経緯と結果であります。

また、学校跡地特別調査委員会は、県内先進地事務調査を行いました。7月2日に若桜町、7月23日に日南町を事務調査いたしました。調査した事項は、学校跡地利用に関する事項であります。別紙報告書を議長に提出いたしましたので、閲覧いただきたいと思います。

報告します。以上です。

日程第4 行政報告

○議長（山田 道治君） 日程第4、行政報告を行います。

吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 行政報告を申し上げます。

初めに、6月29日、東京国立博物館で日本遺産認定書交付式がございました。認定書の交付式では下村文部科学大臣から認定書の授与があり、日本遺産三徳山・三朝温泉が国内外へ広く発信できたものと思っているところでございます。また、会場内では投入堂の模型の展示や、三朝温泉の足湯を体験していただいたところでございます。

次に、7月1日、故松尾睦子様から児童図書購入費用として高額の寄附をいただきました。御遺志に沿って児童図書の拡充を図っていく所存でございます。

次に、7月3日、三朝町総合文化ホールにおいて、在オーストリア日本国大使館、竹歳誠特命全権大使をお迎えし、オーストリア林業フォーラムが開催されました。林業先進国であるオーストリアの取り組みから「森と木を活かした地方創生」が大会宣言されたところでございます。

次に、8月4日、ラジウムの恩恵とキュリー夫人の遺徳に感謝する第59回キュリー祭をブラ

ンナルみささで開催いたしました。ことしの式典には在京都フランス総領事館のシャルランリ・ブローソー総領事を初め、高谷浩樹文部科学省研究開発局研究開発戦略官など、町内外から約100名の来賓の皆様にご出席いただき、半世紀を超えるキュリー祭の開催や本町とフランス国との友好の歴史をたたえる御祝辞を賜りました。また、ことしも町内の小学校6年生全員と三朝中学校吹奏楽部の皆さんに参加していただく中で、東小学校6年生の青木咲さんにはキュリー夫人の偉業に感謝する作文を朗読していただき、キュリー夫人の生き方を学んで自分も目標を達成できるように頑張りたいといった強い思いを伝えていただきました。キュリー祭を迎えるたびに次代を担う青少年を町民みんなで支え、育てていくことの大切さを改めて認識するとともに、このような取り組みを今後も末永く続けていかなければならないと考えております。

次に、台湾台中市石岡区石岡中学校と本町、三朝中学校との交流事業を7月29日から8月2日までの5日間の日程で、中学生12名と通訳を含めた引率者4名が石岡国民中学校や石岡区を訪問し、ホームステイしながら地元の中学生と交流を行ったところでございます。三朝町と台中市石岡区は、平成19年に交流促進協定を締結しており、石岡区への三朝中学校の派遣は平成25年から毎年実施しており、今回が第3回目となるものでございます。中学生たちは訪問した石岡中学校で日本遺産に認定された三徳山の歴史を紙芝居で紹介し、三朝町にぜひおいでくださいと呼びかけ、また、校歌の合唱や応援団の演舞の披露、楽器の演奏などを通じて交流した後、カンフーの実技指導を受けたり、バスケットボールをしながら友好を深めていただきました。台中市主催の歓迎会では、許春梅教育局副局長から、今後も石岡中学校と三朝中学校の交流を通じて若い人たちの友好親善を深めていきたい、2つの学校は姉妹校になることを願っていますという提案をいただいたところでございます。今回の訪問で中学生たちが台湾の文化に触れることができたことはとても有意義なことだと思っており、そして国際感覚豊かで視野の広い子供たちを育てるため、今後も若い世代の交流を続けていきたいと考えております。

次に、三朝町・城陽市文化スポーツ交流事業を8月5日から7日までの3日間の日程で、福山集落のホタルの里広場において行いました。竹田地域協議会を初め、福山集落など多くの皆様のご協力により、不動滝での水遊び、製砂工場での水晶探し、星空観察、三徳山投入堂参拝などの体験活動を通じて交流を深めました。友好姉妹都市である城陽市とは、子供たちの交流を初め、今後もさまざまな分野において両市町の交流を深めてまいりたいと存じます。

終わりに、8月28日、東京日本橋の三井記念美術館において特別展「蔵王権現と修験の秘宝」の開会式に出席してまいりました。日本遺産認定というめでたい年に三徳山の蔵王権現が東京に出展されますことは日本遺産の知名度を高めるとともに、首都圏における三徳山・三朝温泉

への関心を深める大きな出来事であると存じます。今後、一層日本遺産の地であることを情報発信するとともに、六根清浄と六感治癒を体感していただけるよう文化財の保護、保全、活用を進めてまいりたいと存じます。

以上、行政報告といたします。

日程第5 陳情の委員会付託

○議長（山田 道治君） 日程第5、陳情の委員会付託を行います。

陳情第9号、少人数学級の推進と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情、陳情第11号、人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定に関する陳情、この2件の陳情は総務教育常任委員会に付託いたします。

陳情第10号、外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情、この陳情は産業民生常任委員会に付託いたします。

日程第6 議案第57号 から 日程第27 議案第78号

○議長（山田 道治君） お諮りいたします。議事の進行上、この際、日程を変更して、日程第6から日程第27までの22件の議案を一括議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、この際、日程を変更して、日程第6から日程第27まで、すなわち議案第57号から議案第78号までの22件の議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 今期定例会に提案いたしました平成27年度の補正予算案、平成26年度の決算の認定等、22件の諸議案につきまして、その概要を御説明申し上げ、御理解を賜りたいと存じます。

議案第57号、平成27年度三朝町一般会計補正予算（第3号）について、主な概要を申し上げます。

まず、地方創生関連事業でございますが、地域住民生活等緊急支援交付金の上乗せ交付分事業として、新たに日本遺産三徳山・三朝温泉魅力発信事業、神の食卓プロジェクト事業、女流本因

坊戦三朝大会開催支援事業及び小さな歩く拠点整備事業の4事業に取り組むこととしております。日本遺産を生かした観光客の誘致促進、神倉大豆や三朝米などの特産品の振興など、現在策定を進めている総合戦略に基づき、本町のまち・ひと・しごと創生を着実に推進していきたいと考えております。

次に、農林業関係施策については、鳥取和牛の増頭に対する緊急支援策として和牛振興総合対策事業について所要の額を増額したほか、がんばる地域プラン事業等について財源等、所要の調整を行っております。

次に、土木関係施策については、小河内地区において単県の斜面崩壊復旧事業に取り組むこととし、住民生活の安定を図ることとしているほか、町道、町営住宅等の維持修繕費について適正な管理を行うため所要の措置を講じているところであります。

次に、教育関係施策でございます。4月に三徳山・三朝温泉が日本遺産に認定されたことを受け、日本遺産魅力発信推進事業に取り組んでいるところでありますが、認定書の交付式にあわせて行われた日本遺産フォーラムにおいてPR経費等、当初見込んでいなかった経費について新たに支援が必要となりましたので所要の額を増額し、日本遺産の情報発信に万全を期したいと考えているところでございます。

以上が今回の補正の主な内容でございますが、これらの財源については国県補助金、町債等の調整を行ったほか、ふるさと応援基金の活用を図ることとしております。また、普通交付税の交付決定等を伴って生じた一般財源について、今後の財政運営、及び公共施設改修に備えるため、減債基金及び公共施設営繕基金にそれぞれ積み立てを行うこととし、今期補正予算では歳入歳出それぞれ2億4,243万円を追加し、補正後の予算の総額を53億7,310万7,000円とするものでございます。

議案第58号、平成27年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、療養給付費等の執行見込み等による所要の調整を行ったほか、平成26年度に交付を受けました国庫支出金等の額が確定し、返還金が生じたので所要の額を措置したものでございます。また、歳入において国民健康保険税等の収入見込みによる所要の調整を行おうとするものでございます。

議案第59号、平成27年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、今年度から第1号被保険者に係る低所得者保険料軽減措置が図られることに伴い所要の調整を行ったほか、平成26年度に交付を受けました国庫支出金等の額が確定し、返還金が生じたので所要の額を措置したものでございます。

議案第60号から議案第71号までの12件の議案につきましては、平成26年度の三朝町の各会計の決算について、それぞれ関係法の規定に基づき町の監査委員の審査を受けましたので、その意見を付して本議会の認定に付するものでございます。12の会計のうち3つの会計が赤字となっておりますが、分譲宅地造成事業特別会計につきましては、残る区画の売却を含めた赤字の解消について引き続き努めてまいりたいと考えております。また、水道事業会計及び国民宿舎事業会計につきましては、退職手当引当金の計上義務づけなど、平成26年度から公営企業会計の会計基準が変更になったことに伴う特別損失の計上等により大きな赤字を計上いたしております。特に、国民宿舎事業会計につきましては、収益勘定の利益向上に向け引き続き営業努力を行っていくとともに、今後のあり方についても検討を進めていく所存でございますので、御理解、御協力を賜りたいと存じます。

なお、議案第60号から議案第71号までの決算の認定につきましては、平成26年度に取り組みました各種事務、事業等の実施状況とその成果を別途決算説明資料においても説明いたしておりますので、あわせてごらんをいただき御理解を賜りたいと存じます。

議案第72号、三朝町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の設定について、議案第73号、三朝町個人情報保護条例の一部改正について、議案第74号、三朝町手数料条例の一部改正についての3つの条例の設定及び一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が設立し、この法律に基づく行政手続等を条例で規定する必要があるため、それぞれの条例の設定等を行おうとするものでございます。

議案第75号、三朝町税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が公布され、ふるさと納税制度が拡充されたことに伴い、三朝町税条例において所要の改正を行おうとするものでございます。

議案第76号、三朝町特別医療費助成条例及び三朝町心身障がい者医療費助成条例の一部改正につきましては、鳥取県において鳥取県特別医療費助成条例の一部が改正されたことにより小児医療助成対象者が拡大されますので、三朝町特別医療費助成条例及び三朝町心身障がい者医療費助成条例において所要の改正を行おうとするものでございます。

議案第77号、三朝町過疎地域自立促進計画の一部変更につきましては、本計画に地場産業の振興として加工施設整備及び交通通信体系の整備として道路施設点検事業の追加を行おうとするものでございます。

議案第78号、財産の取得につきましては、除雪ドーザーが老朽化し更新整備するものでござ

います。

以上、今期定例会に提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げます。よろしく御審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（山田 道治君） ただいま議題となっております平成26年度三朝町一般会計歳入歳出決算、各会計の決算及び平成26年度財政健全化について、この際、監査委員から決算審査の意見を求めることといたします。

和泉澤吉代表監査委員。

○代表監査委員（和泉 澤吉君） 監査報告を申し上げます。

平成26年度の一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算の審査結果につきましては、別途審査意見書で述べておりますとおり、歳入歳出決算書及び関係調書等の計数は関係書類と照合した結果、誤りのないものであることが認められます。その概要について申し上げます。

まず、一般会計について申し上げます。

平成26年度の決算は、歳入歳出ともに前の年度と比較いたしまして大きな増減はなく、ほぼ前年度並みの決算規模となっております。

歳入及び歳出の特徴的なことについて若干申し上げます。

歳入におきましては、基幹的収入である町税及び地方交付税におきまして、町税で若干前年度より増加しているものの、地方交付税では普通交付税の減額がかなりございまして、全体で5,466万3,000円と、かなりの額の減額となっております。

国庫支出金では、過疎地域等自立活性化推進交付金、がんばる地域交付金、地域住民生活等緊急支援金や、消費税率の引き上げに伴う低所得者対策としての臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金などにより、前年度より8,000万円弱の増加であります。

歳出におきましては、支出額においてはさほど大きいものではありませんが、歳入でも申し上げました消費税率の引き上げに伴う臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金のほか、平成26年度は三朝温泉開湯850年記念事業のメインの年として、ソフト、ハード両面から事業に取り組み、記念事業実行委員会の補助金の交付、温泉街周遊拠点としての駐車場の整備、三朝温泉観光拠点施設の整備として平成25年度から着工、実施いたしております観光商工センターの改築事業などが特徴的なものとして上げることができると思います。

次に、財政の構造について申し上げます。

まず、町債の発行と償還の状況についてであります。

近年、公共事業の縮小もあって、町債の発行額は少なかったことと、過去に発行した町債の償

還が順次完了していることもあって、元利償還金及び年度末減債額ともに減少してきておりましたが、平成24年度にみささこども園の整備事業に対して過疎債を発行して以来、過疎債の発行が多くなる傾向にあり、平成26年度末の減債高は前の年度末の減債高を上回るようになっております。財政の健全化判断比率の一つでもある実質公債費比率は年々順次改善されつつありますが、これの低減に一層努力する必要があると感じております。

義務的経費の状況では、社会保障関係費が増加を続ける社会情勢の中で、扶助費の増加は臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金等の増加要因もあって1,900万円余りの増加であります。公債費の減少もあって、義務的経費全体では決算額、一般財源ともに前の年度を下回っております。

次に、経常的収支の状況であります。経常的な収入では決算額、一般財源ともに普通交付税の減少による影響を受けて減額となり、一方、経常的支出では扶助費及び公債費に充当された一般財源の減少があったものの、経常的収入における一般財源の減少額が支出の一般財源の減少額を上回るようになって、結果的に経常収支比率は前年度より0.7ポイント上昇して85.8%となっております。経常収支比率は、その団体の財政の状況を端的にあらわす一番の指標となっております。80%台半ばの数字は極めて高どまりの水準であると言わざるを得ません。80%未満になることが望ましいと考えております。

次に、特別会計について若干申し上げます。

国民健康保険事業特別会計は、保険給付費の動向がこの会計を大きく左右するものであります。平成26年度の状況は、療養諸費、高額療養費ともに前年度をかなり上回っておりまして、被保険者1人当たりの給付費では過去5年間では一番の高額で、国民健康保険税が伸び悩む状況中で、この会計の運営がちょっと気になります。

後期高齢者医療事業特別会計及び介護保険事業特別会計につきましては、どちらも医療給付費等は順次伸びておりまして、今後も高齢化の進行に伴い、対象者の増加とともに経費も増加が見込まれる状況にあります。

簡易水道事業、下水道事業及び集落排水処理事業の各特別会計につきましては、全体の業務に大きな変化はなく、一般会計からの繰入金も財源にしながらも収支の均衡が図られている状況にあります。

温泉配湯事業特別会計におきましては、近年、着実に財政調整基金への積み立てを行いながら、健全な運営が行われており、分譲宅地造成事業特別会計では、残り15区画の処理を進める必要があります。

次に、公営企業会計について申し上げます。

公営企業会計につきましては、地方公営企業法の改正により会計基準の見直しが行われ、平成26年度の予算及び決算から適用されることになりまして、特に引当金の計上は損益に、借入資本制度の廃止による負債への振りかえは貸借対照表に大きな影響を与えることとなりました。

まず、水道事業では損益において会計基準の見直しを受けて、前年度より税抜きで467万1,000円多い2,095万1,000円の赤字決算でありまして、会計基準の見直しの影響額を差し引いても前年度程度の赤字が発生しておりますことから、経営改善策を検討する必要があると考えます。

国民宿舎事業会計におきましては、会計基準の見直しによる引当金の影響が大きく、税抜きによる損益では1億円を超える赤字が計上されることとなります。引当金関係費を除いた収支においては、前年度とほぼ同じくらいの損失となっております。会計基準の見直しの影響がいかにか大きかったかを示しております。

ただ、水道事業、国民宿舎事業ともに会計基準の見直しによるものは将来的にはずっとこの会計基準で処理されることとなりますので、これもこれに対応する見直しが必要かと存じます。

次に、財産調書について申し上げます。土地、建物の状況、有価証券及び出資による権利など、並びに各基金の状況について、管理台帳など関係書類に基づいて1件ごとに照合、確認し、財産調書に誤りなく記載されていることを確認いたしました。

最後に、平成26年度決算における財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率についての審査結果について申し上げます。

健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも誤りなく作成されていることと認めます。各指標の算定結果につきましては、どの算定結果とも法に規定する基準を下回っておりまして、この法律に定める財政の健全性は保持されていると言えます。

以上で、平成26年度の一般会計及び特別会計、並びに公営企業会計の歳入歳出決算についての審査と、あわせて財政の健全化比率及び資金不足比率についての審査の結果の報告とさせていただきます。なお、詳細につきましては、別冊の審査意見書をごらんいただきたいと思います。終わります。

○議長（山田 道治君） 続きまして、議案の順序により細部説明を求めます。

議案第57号について、赤坂財務課長。

○財務課長（赤坂 英樹君） 失礼します。議案第57号、平成27年度三朝町一般会計補正予算

第3号について御説明申し上げます。議案書29ページをごらんいただきたいと思います。

今回の補正額については、既定の予算額に歳入歳出それぞれ2億4,243万円を追加し、歳入歳出予算の総額を53億7,310万7,000円とするものでございます。

地方債の補正につきましては、議案書33ページでございます。地方債の変更のうち、過疎対策事業債につきましては、新規にがんばる地域プラン事業の財源として、また、三代同居世帯子育て支援事業について、事業量の見込みにより増額を行うものでございます。また、臨時財政対策債について、今年度の発行限度額が決定したことに伴い所要の調整を行っております。

歳入歳出補正予算の主な内容を事項別明細書等により御説明申し上げます。歳出から御説明申し上げます。39ページでございます。

総務管理費の緊急経済対策費でございますが、本町のまち・ひと・しごと創生を着実に推進するため、地域住民生活等緊急支援交付金の上乗せ交付分を活用して新たに4事業に取り組もうとするものでございます。

まず、日本遺産三徳山・三朝温泉魅力発信事業でございます。三徳山・三朝温泉が日本遺産に認定されたことを観光客の誘客促進の好機と捉え、ガイドブック作成など積極的なプロモーションを図っていこうとするものでございます。

次に、神の食卓プロジェクト事業でございますが、これは神倉大豆や三朝米など、三朝町の特産品を観光客にPRするため、三朝温泉観光協会が行う本事業への支援を行い、農業と観光の振興を図ろうとするものでございます。

また、女流本因坊戦三朝大会の開催支援を行うことにより、日本古来の伝統文化である囲碁を通じた本町の文化振興を図ることとしております。

さらに、小さな歩く拠点整備事業として、ノルディックウォークを気軽に体験できる環境整備を行うことにより、町民の健康増進と滞在型観光メニューの開発を行っていこうとするものでございます。

40ページ、民生費では、三代同居世帯子育て支援事業について、補助金の申請件数が当初の見込みを上回る予定となりましたので所要の額を増額しております。

次に、41ページ、農林水産業費でございます。がんばる地域プラン事業の一部について過疎債の充当が見込めることとなりましたので財源更正を行ったほか、鳥取和牛の増頭に対する緊急支援策として和牛振興総合対策事業について所要の額を増額しております。

次に、土木費でございます。町道の適正な管理のため修繕予定箇所を見直すとともに、温泉街周辺の景観に配慮して、老朽化したガードレール等、道路附属物の塗装を行うこととし、道路維

持修繕費について所要の額を増額しております。

また、42ページでございますが、小河内地区において単県の斜面崩壊復旧事業に取り組むこととし、急傾斜地の災害復旧による人家等の保全と住民生活の安定を図ることとしております。

次に、消防費でございます。消防用施設整備費でございますが、これは住宅の新築等に伴う消防水利の確保のため新たに消火栓の新設を計画し、今回設計に係る費用を計上しようとするものでございます。

43ページ、教育費でございます。日本遺産魅力発信推進事業につきましては、当初見込んでいなかった日本遺産フォーラムにおけるPR経費等、新たに支援が必要となりましたので所要の措置を講じたほか、世界遺産登録促進事業との事業の調整も行っているところであります。

また、図書館費においては、児童図書の充実のため寄附をいただいておりますので、図書等整備費として所要の措置を行っております。

44ページ、基金費でございますが、今回普通交付税の決定等に伴って生じた一般財源について、今後の財政運営及び公共施設改修に備えるため、減債基金及び公共施設営繕基金にそれぞれ積み立てを行うこととしております。

続いて、歳入について主なものを御説明申し上げます。議案書36ページでございます。

地方特例交付金及び普通交付税の今年度の交付額が決定しましたので、それぞれ所要の調整を行っております。

分担金、国庫支出金、県支出金、町債等につきましては、各事業の財源となる補助金等について所要の調整を行っているものでございます。

また、繰入金でございますが、日本遺産魅力発信推進事業等にふるさと応援基金を活用することとし、所要の額を計上いたしております。

以上が平成27年度三朝町一般会計補正予算（第3号）の概要でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山田 道治君） 議案第58号について、前田子育て健康課長。

○子育て健康課長（前田 敦子君） 議案第58号、平成27年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。議案書の47ページでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,440万2,000円を減額しまして、総額をそれぞれ9億8,319万8,000円とするものでございます。

51ページでございます。歳入、事項別明細書でございますが、国民健康保険税でございます。平成26年の所得に対する税の賦課額が決定したこと及び被保険者数の減少などで、当初見込み

より少なくなったために減額補正でございます。繰入金につきましては、財政調整基金繰入金の額を1,200万2,000円の増額補正をお願いしてございます。繰越金につきましては、平成26年度の繰越額の確定によりまして増額補正をお願いしてございます。

めくっていただきまして、52ページ、歳出でございます。保険給付費、療養給付費につきましては、現在までの推移から今後を見込みまして4,000万円の減額、前年度の国庫支出金等精算返納金といたしまして、諸支出金を2,552万5,000円の増額補正をお願いしてございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（山田 道治君） 議案第59号について、新福祉課長。

○福祉課長（新 寛君） 議案第59号、平成27年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。議案書59ページでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,606万5,000円を追加して、総額9億8,706万5,000円とするものでございます。

歳入については、63ページでございます。これは、今年度から第1号保険者に係る介護保険料について、低所得者保険料の軽減措置が図られることに伴い保険料収入を減額し、その補填分として国庫支出金を財源とし一般会計から繰り入れる調整を行うものであります。

歳出については、次の64ページになります。平成26年度に交付を受けました国庫支出金等の精算が確定したことにより返還金が生じました。あわせまして、平成26年度介護保険事業会計を締めたことによります歳入歳出それぞれ繰越金と積立金の額を調整したものでございます。

以上で平成27年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山田 道治君） 議案第60号について、赤坂財務課長。

○財務課長（赤坂 英樹君） 議案第60号、平成26年度三朝町一般会計歳入歳出決算の認定について、決算資料をもとに御説明申し上げます。

各会計の歳入歳出決算額、実質収支等、決算の概況については、決算説明資料の1ページに掲載をいたしております。一般会計の実質収支等の状況については、2ページでございます。

2ページの左側の表でございますが、歳入歳出差し引き額から平成27年度への繰り越し事業の財源として繰り越すべき財源を除いた実質収支は、約4,394万1,000円の黒字決算となっております。また、前年度からの繰越金を除いた単年度収支及び基金への積み立てや取り崩しを調整した実質単年度収支におきましても、それぞれ黒字の決算となっております。

次に、右側の表でございますが、この表は決算に伴う主な指標を掲げております。経常的な一

一般財源については、普通交付税等が減額となったこと等により前年度に対し5,626万9,000円の減となっております。また、経常的支出に充当した一般財源についても、公債費等の減により前年に対し2,866万7,000円の減となっております。

これらにより算出されますのが、財政の弾力性を示す指標として利用される経常収支比率でございます。今期決算における経常収支比率は85.8%と、前年度と比べて若干悪化はしておりますが、全国の町村平均を下回り標準的な水準であると言えます。

右下の表は、財政の健全化の判断基準となる指標でございます。実質赤字比率は普通会計に属する一般会計と分譲宅地造成事業会計に生じた赤字額が町の標準的な財政規模に対してどのくらいになるかという比率で、マイナスの表示は黒字であることをあらわしております。また、連結実質赤字比率は、公営企業を含む全会計に生じている赤字の大きさを標準財政規模に対する割合であらわしたもので、同じくマイナスの表示は黒字であることをあらわしております。

次に、実質公債費比率ですが、これは町の借入金の返済額の大きさを財政規模に対する割合であらわしたもので、11.2%となっております。将来負担比率については、町が現在抱えている負債の大きさを財政規模に対する割合であらわしたもので、マイナスの表示は抱えている負債より返済に充当可能な基金等が上回っていることをあらわしております。また、資金不足比率については、下水道等公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して指標化したもので、今年度においては資金不足は発生していない状況となっております。

次に、3ページ、歳入の款ごとの決算額と特定財源、一般財源の区分等について掲載しております。このうち、自主財源に区分される歳入の合計は約10億8,900万円で、自主財源比率は23.7%となっております。

続いて、4ページには、目的別の歳出について款ごとの決算額と財源内訳等、5ページには、性質別の決算額と財源内訳等について掲載をしております。この中で、人件費、扶助費及び公債費を義務的経費と言っておりますが、今期決算における義務的経費の額は約18億7,400万円で、歳出合計に占める割合は41.4%となっております。

続きまして、6ページ、積立金現在高の状況をごらんいただきたいと思います。上半分に掲載しておりますのが一般会計に属する積立金の現在高でございます。ふるさと納税の伸びに伴いまして、ふるさと応援基金の現在高が増加したこと等により積立金の合計額は約20億3,800万円となっております。前年度に対し約7,700万円の増となっております。

次に、7ページ、一般会計の地方債現在高の状況でございます。平成26年度末の地方債現在高は約41億600万円で、前年度に対して約2,500万円の増となっております。また、8ペ

ージには、特別会計及び企業会計の地方債現在高を掲載しております。

以上、簡単ではございますが、平成26年度の一般会計歳入歳出決算の概況につきまして御説明申し上げます。なお、それぞれの決算の詳細については、9ページ以降に所管課ごとに主な事業の取り組み状況等を整理しておりますので、御確認いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山田 道治君） しばらく休憩をいたします。再開を11時10分といたします。

午前10時58分休憩

午前11時08分再開

○議長（山田 道治君） 再開いたします。

議案第61号、議案第62号について、前田子育て健康課長。

○子育て健康課長（前田 敦子君） 議案第61号、平成26年度三朝町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。決算書2ページでございます。

収入済み額の合計でございますが、8億6,508万4,160円に対しまして、支出済み額の合計は、4ページでございます、8億5,695万1,123円ございまして、歳入歳出差し引き残額は813万3,037円でございます。

歳入の内訳につきましては、5ページから記載をしております。

国民健康保険税でございますが、1億3,770万6,208円ございました。前期高齢者交付金は65歳から74歳の年齢構成の制度間の不均衡による医療費の格差を調整するものでございまして、前々年度の精算がございましたので、平成25年度より少ない交付となっております。

9ページの共同事業交付金でございますが、高額な医療費を県単位で調整し、国保財政の安定化を図るものでございます。なお、歳入不足によりまして、基金から繰り入れをしております。

歳出でございますが、14ページでございます。保険給付費につきまして、5億9,981万9,013円でございます。

16ページの葬祭費でございますが、国保の被保険者の方、21名の方に葬祭費をお支払いをしております。出産育児一時金は、同じく被保険者の方、7名に対しまして給付をしております。

決算書、20ページ、保健衛生費でございますが、ここでは特定健康診査費等事業でございますとか人間ドック、講演会などの実施の経費を計上しております。

以上で平成26年度国民健康保険事業特別会計の決算の細部説明とさせていただきます。

続きまして、議案第62号、平成26年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

この事業は、75歳以上の高齢者などの医療制度の保険料を収納いたしまして、一般会計からの繰入金に合わせて広域連合に納付する会計でございます。決算書1ページから4ページでございますが、収入済み額8,230万713円に対しまして、支出済み額は8,139万1,213円でございます。歳入歳出差し引き残額は90万9,500円でございます。

決算書の5ページ、歳入のうち後期高齢者医療の保険料の収入済み額は4,821万2,100円でございます。繰入金は、低所得者保険料軽減額相当額などについての一般会計からの繰入金でございます。

歳出は、決算書9ページでございますが、そのほとんどを占める後期高齢者医療広域連合納付金を支出してございます。

以上、平成26年度三朝町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の細部説明とさせていただきます。以上です。よろしく申し上げます。

○議長（山田 道治君） 議案第63号について、新福祉課長。

○福祉課長（新 寛君） 議案第63号、平成26年度三朝町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の承認について御説明させていただきます。決算書は1ページから4ページ。

平成26年度のこの会計の収入済み額は9億3,508万5,712円、支出済み額は9億1,848万5,838円で、歳入歳出差し引き残額は1,709万9,874円でございます。

歳入については5ページからでございます。第1号保険者の介護保険料の収入済み額は1億5,581万2,408円、徴収率は、現年度分としましては99.85%ございました。このほか国庫支出金、支払い基金交付金、県支出金、一般会計からの繰入金など、それぞれの負担割合によって収入いたしております。

歳出につきましては、決算書13ページ以降に記載しております。このうち保険給付費としまして8億9,925万7,035円を支出しております。この給付費につきましては、要介護認定者が554人と、前年度から36人増加したことと、介護度の重症化に伴い約5,500万円給付費が増加となっております。給付費の詳細につきましては、決算説明資料の204ページから記載してございますので、そちらを御確認いただきたいと思います。

以上で平成26年度三朝町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の細部説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（山田 道治君） 議案第64号から議案第67号について、米原建設水道課長。

○建設水道課長（米原 英章君） 議案第64号です。平成26年度三朝町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。決算説明資料は209ページに記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

決算書2ページでございます。歳入の合計は約3,439万9,000円でございます。4ページをお願いいたします。歳出の合計は約3,181万円を支出しておりまして、歳入歳出差し引きまして約258万9,000円の繰越金となっております。

5ページからが歳入の明細でございます。主なものは、給水使用料及び繰入金、町債でございます。7ページからが歳出の明細となっております。簡易水道管理費のうち、一般経費では町内の簡易水道施設36施設の維持管理を行い、また、施設の改良として小河内簡易水道送水管布設工事、三朝町簡易水道施設異常通報装置設置工事を行っております。また、今後施設の改修等の財源として基金に積み立てを行うこととしております。

以上が平成26年度三朝町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての御説明でございます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第65号、平成26年度三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。決算説明資料は211ページから記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

決算書2ページをお願いいたします。歳入の合計は約2,746万1,000円でございます。4ページをお願いいたします。歳出の合計は約2,423万3,000円を支出しておりまして、歳入歳出差し引きまして約322万8,000円の繰越金となっております。

5ページからが歳入の明細となっております。主なものは配湯使用料でございます。7ページからが歳出の明細でございます。主なものとしていたしまして、温泉配湯施設の維持管理及び施設の改良事業として配湯管布設がえ設計業務を委託しております。また、今後の施設の改修等の財源として基金に積み立てを行うこととしております。

以上が平成26年度三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定についての御説明でございます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第66号、平成26年度三朝町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。決算説明資料は211ページに記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

決算書2ページをごらんいただきたいと思います。歳入の合計は約3億2,170万8,000円でございます。4ページをごらんいただきたいと思います。歳出の合計は約3億2,160万7,0

00円を支出しております、歳入歳出差し引きまして約10万1,000円の繰越金となっております。

5ページからが歳入の明細でございます。主なものは、下水道使用料及び国庫補助事業実施に伴う補助金、一般会計からの繰入金と町債でございます。9ページからが歳出の明細です。施設管理費は流域下水道維持管理負担金、施設の修繕等維持管理費として支出しております。建設改良費では、天神川流域下水道事業施設改良に要した経費を支出したことで、三朝町下水道長寿命化計画策定業務の委託を行っております。

以上が平成26年度三朝町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての説明でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第67号、平成26年度三朝町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。決算説明資料は218ページに記載しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

決算書の2ページでございます。歳入の合計は約9,295万8,000円でございます。4ページです。歳出の合計は約9,295万1,000円を支出しております、歳入歳出差し引きまして約7,000円の繰越金となっております。

歳入の明細は5ページからでございます。歳入の内訳は、施設使用料及び一般会計繰入金でございます。7ページからが歳出の明細です。主な内訳として、農業集落排水施設処理等の維持管理経費及び施設の機能強化の委託費と過年度事業の起債の償還金を支出しております。

以上が平成26年度三朝町集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての説明でございます。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（山田 道治君） 議案第68号について、片岡町民税務課長。

○町民税務課長（片岡 里美君） 議案第68号、平成26年度三朝町分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

この会計は、町営山田墓地の貸し付けに関する会計でございます。決算書、1ページ、2ページをごらんください。平成26年度の収入済み額は墓地の貸し付け収入2区画分の82万円でございます。歳出につきましては、3ページ、4ページでございます。支出済み額は前年度繰り上げ充入金633万9,454円でございます。歳入歳出差し引き、551万9,454円の歳入不足となっており、これにつきましては翌年度からの繰り上げ充用をしているところでございます。

平成16年度に造成し、58区画のうち、平成26年度末現在、43区画の貸し付けとなっております。残り15区画につきましては、引き続き貸し付け区画の増加に努めてまいります。

以上、平成26年度分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の細部説明でございます。どうぞ
よろしく申し上げます。

○議長（山田 道治君） 議案第69号について、赤坂財務課長。

○財務課長（赤坂 英樹君） 議案第69号、平成26年度三朝町財産区特別会計歳入歳出決算の
認定について御説明申し上げます。決算説明資料1ページをごらんいただきたいと思います。

特別会計の下のほうに、財産区会計として財産区勘定ごとの決算概況を掲載いたしております。
各財産区とも各管理会を中心に基本的な管理経費を執行しているほか、基本財産の処分により、
土地使用収益権者交付金として関係集落に交付されております。また、平成26年度限りの措置
といたしまして、竹田財産区において集落振興交付金として集落振興のため各集落に100万円
ずつ、計1,100万円を交付されております。

以上、簡単ではございますが、財産区特別会計決算の概況について御説明申し上げました。ど
うぞよろしく申し上げます。

○議長（山田 道治君） 議案第70号について、米原建設水道課長。

○建設水道課長（米原 英章君） 議案第70号、平成26年度三朝町水道事業会計決算の認定に
ついて御説明いたします。決算説明資料では222ページから記載しておりますので、ごらんい
ただきたいと思っております。

決算報告書の12ページに記載しております平成26年度水道事業の総括ですが、給水量につ
いては平成22年度以降連続して使用水量が減少しており、給水量、料金収入とも前年を下回り、
料金収入においては前年対比4.4%、額にして約456万5,000円の減となりました。全体と
しての事業収益は、受託工事費収益の増、そして会計基準の見直しにより長期前受け金戻入額及
び特別利益により前年に比べて約4,537万7,000円の増となりました。事業費用につきましては、
職員の減員による人件費の減がありますが、受託工事費、減価償却費の増、そして会計基
準の見直しに伴い計上が必要となった特別損失となる退職給付引当金及び賞与等引当金の繰入額
が約4,498万2,000円と巨額となったことが大きく影響し、事業費用全体では前年より5,0
04万8,000円多い約1億7,792万8,000円となり、当年度純損失が約2,095万1,00
0円となりました。

衛生的で安全な飲料水を安定的に供給するため、施設の改修や新たな水源の確保が求められて
おります。それには大きな経費が必要となることから、有収率の向上や経費の削減に努め、公営
企業として独立採算を基本とした健全経営に努めてまいりたいと考えます。

資本勘定においては、建設改良として横手二区排水管布設がえ工事、粟谷配水池耐震補強調査

設計業務、大瀬ポンプ場取水ポンプ取りかえ工事を行っております。

決算報告書の3、4ページでございます。水道事業損益計算書に記載しておりますとおり、平成26年度は約1,747万1,000円の経常利益となりましたが、特別損失が約3,842万2,000円となりました。

決算報告書2ページ下段に記載しておりますとおり、資本的収入支出差し引き額は約4,332万5,000円の不足となりますが、過年度分損益勘定留保資金、約2,055万4,000円、現年分損益勘定留保資金、約2,277万円をもって補填しております。今後も安定的な給水の供給のため、計画的な施設の改修や耐震化、さらには新たな水源確保を行うとともに有収率の向上や経費の削減に努めることとして、公営企業としての独立採算を基本とした健全経営に努めてまいりたいと考えております。

以上、平成26年度三朝町水道事業会計決算の認定についての説明でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（山田 道治君） 議案第71号について、小椋国民宿舎支配人。

○プランナーみささ支配人（小椋 誠君） 議案第71号、平成26年度三朝町国民宿舎事業決算の認定について御説明を申し上げます。決算報告書の10ページ、決算説明資料、227ページをごらんください。

平成26年度はリニューアル20年をお客様への感謝の年、はたち祭として位置づけ、宿泊、休憩等、全てにおいて感謝企画を設定、そして発信。また、開湯850年イベント、湯治企画など、積極的に営業展開を行ってまいりました。休憩客におきましては、友の会会員募集推進、団体ツアー休憩の集客成果があり、前年対比では2,232人の増加となっております。しかしながら、4月からの消費税増税、規制変更による観光バス料金の高騰に伴う宿泊団体ツアー設定内容の大幅な変更のあおりを受け、予定をしておりました宿泊ツアーが相次いでキャンセルになった影響から、宿泊者数は前年を下回る状況となっております。また、結婚式におきましては、三朝バイオリン美術館での結婚式プランなど、オリジナルな企画を設定し集客を図ったものの、県内他地区への結婚式離れ、簡素化傾向のあおりを受け、前年度対比では増組に至ってない状況となっております。

業務量の詳細につきましては、決算報告書、12ページ、13ページをごらんいただきたいと思っております。

決算報告書14ページ、決算説明資料227ページ、228ページをごらんください。平成26年度の決算概要は、利用者総数6万6,769人、事業収益は2億6,298万9,000円、事業

費用は3億7,757万7,000円、差し引き1億1,458万8,000円の損失で、前年と比較いたしますと7,478万8,000円の増となっております。なお、損失の増加につきましては、平成26年度の予算及び決算から適用を義務づけられました地方公営企業の会計制度基準等の見直し、改正に伴う引当金の計上に伴う影響が加わった結果でもございます。引当金の計上方法につきましては、決算報告書の9ページに掲上してございますのでごらんをいただきたいと思っております。

決算報告書の2ページ、決算説明資料の228ページをごらんください。資本的収支の資本的収入は6,711万3,000円、資本的支出は5,544万5,000円でございます。資本的収支における剰余金1,166万8,000円につきましては、決算報告書5ページ、キャッシュフロー計算書の3、財務活動によるキャッシュフローに計上いたしております。

決算報告書の15ページをごらんください。企業債及び他会計借入金は、平成27年3月31日現在、企業債残高一時借入金、長期借入金、計11億9,621万2,500円となっております。決算審査意見書にもありますように、全体の利用者数は増加しているものの、特別収益を除く総収益は前年度より減少しており、資金不足の傾向が続いていることから、今後、利用者1人当たりの消費額を上げる対策、より一層の努力が急務であると思っております。

当館の運営につきましては、平成21年度から町からの出資をいただき、経営改革を図るため従業員一団となりまして努力をいたしております。今後とも議員皆様の一層の御指導、御援助をいただきますようお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。どうぞ御認定いただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（山田 道治君） 議案第72号、議案第73号について、石原総務課長。

○総務課長（石原 伸二君） 議案第72号、三朝町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法令に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の設定について御説明申し上げます。議案書89ページでございます。

国において行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が成立し、番号法に基づき所要の改正を行うものでございます。

内容としまして、1点目として、国の機関等と地方公共団体間で番号法の範囲を定めるものでございます。2点目として、番号法の規定により同一地方公共団体機関内で個人番号情報のやり取りを可能にするため規定を定めるものでございます。

以上が三朝町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の設定の細部説明でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第73号、三朝町個人情報保護条例の一部改正について御説明申し上げます。議案書93ページでございます。

国において番号法が成立し、番号法に基づき所要の改正を行うものでございます。内容として、1点目として、番号法施行に伴いまして厳格な保護措置が必要とされる個人番号において国の行政機関と同様の特段の定めが必要になることに伴う所要の改正でございます。2点目は、個人情報の利用及び提供の制限につきまして、個人番号の特例の規定を設けるものでございます。

以上が三朝町個人情報保護条例の一部改正の細部説明でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山田 道治君） 議案第74号、議案第75号について、片岡町民税務課長。

○町民税務課長（片岡 里美君） 議案第74号、三朝町手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。議案書101ページをごらんください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されることに伴い、平成27年10月5日から交付される通知カード及び平成28年1月から交付される個人番号カードの再交付に係る手数料を定めるとともに、住民基本台帳カードの交付が終了するため、住民基本台帳カードの交付手数料の規定を削除する改正を行うものでございます。

以上が三朝町手数料条例の一部改正についてでございます。

続きまして、議案第75号、三朝町税条例の一部改正について御説明申し上げます。議案書105ページをごらんください。

地方税法の改正に伴い、三朝町税条例の一部を改正しようとするものでございます。内容は、ふるさと納税制度の見直しに伴うもので、1点目は、ふるさと納税に係る特例控除額の上限が個人住民税所得割額の1割から2割に拡充されるものでございます。2点目は、控除を受けるためには確定申告を必要とする現在の仕組みにかわり、確定申告が不要な給与所得者などの方が寄附を行った場合、確定申告を行わなくてもふるさと納税についての控除が受けられる特例的な仕組み、ふるさと納税ワンストップ特例制度が創設されるもので、そのほか必要な事務手続などについて所要の改正を行うものでございます。

以上が三朝町税条例の一部改正でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田 道治君） 議案第76号について、新福祉課長。

○福祉課長（新 寛君） 議案第76号、三朝町特別医療費助成条例及び三朝町心身障がい者医療費助成条例の一部改正について御説明させていただきます。議案書では109ページからでございます。

三朝町特別医療費助成条例は、中学生以下の児童であるとか重度の障害者、あるいはひとり親世帯等についての医療費を助成するための条例であります。今回の改正は、鳥取県の特別医療費助成条例の改正に合わせまして町の条例を改正するものでございます。

内容としましては、鳥取県が平成28年度から現在中学生までを対象としている小児医療を高校を卒業する年齢までを対象とすることに拡充するための改正を行うものであります。あわせて、関連法の改正を伴う文言、引用条項の改正を行うものであります。三朝町障がい者医療費助成条例につきましても、関連法の改正に伴う文言及び引用条例の改正をあわせて行うものでございます。施行は公布の日から施行しますが、対象年齢につきましては、平成28年4月1日からの施行とさせていただきます。

以上が議案第76号、三朝町特別医療費助成条例及び三朝町心身障がい者医療費助成条例の一部改正についての説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（山田 道治君） 議案第77号について、椎名企画観光課長。

○企画観光課長（椎名 克秀君） 議案第77号、三朝町過疎地域自立促進計画の一部変更について御説明いたします。資料は115ページから124ページでございます。

本計画は、平成22年度から平成27年度までの計画期間において過疎債を財源とした事業を実施しようとするための計画を定めたものであります。なお、議案説明資料の1ページ目に今回新たに追加する事業といたしまして、米・大豆兼用乾燥機導入並びに道路施設点検事業の2事業について記載しております。事業実施年度の予算に基づきまして町政の振興を図るものでございますので、どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（山田 道治君） 議案第78号について、米原建設水道課長。

○建設水道課長（米原 英章君） 議案第78号、財産の取得につきまして御説明いたします。議案書125ページに記載しております。

昭和53年に整備され老朽化しております6トン除雪ドーザーにつきまして、整備更新をするものでございます。8月18日に入札執行し、20日に物品購入仮契約を締結しております。契約の相手方は東伯郡北栄町土下410番地、有限会社吉村オートサービス代表取締役、吉村篤孝でございます。取得価格は1,562万7,600円でございます。

以上、財産の取得についての説明でございます。よろしく願いいたします。

○議長（山田 道治君） 以上で本日の日程は終了いたしました。あすの本会議は10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時45分散会
